

日時：令和4年11月16日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、高村委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、  
栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員、藤原委員、梶田委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第224回個人情報保護委員会を開会いたします。  
本日の議題は二つございます。

議題1「第44回世界プライバシー会議（GPA）結果報告について」、本日はGPAに  
御参加された麻田専門委員にも御出席いただいております。

それでは、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 世界プライバシー会議（GPA）の第44回年次会議の結果報告を御説明いたし  
ます。

資料1-1を御覧ください。10月25日から28日までの4日間、トルコのイスタンブール  
において開催されました第44回世界プライバシー会議（GPA）に、当委員会より浅井委  
員、麻田専門委員が参加いたしました。

GPAは、参加国のプライバシー・データ保護機関や国際機関が出席するほか、オー  
プンセッションには民間等も参加可能となっています。今回は、対面及びオンラインのハイ  
ブリッド形式で開催され、3年ぶりの対面開催となりました。

オープンセッションは25日と26日に開催され、約650人は対面で、約80人はオンライ  
ンで参加しました。「バランスの問題 急速な技術発展の時代におけるプライバシー」のテ  
ーマの下、様々な基調講演、パネルディスカッションが実施されました。

GPAメンバー及びオブザーバーのみが参加する27日と28日のクローズドセッションで  
は、GPAの1年間の活動成果及び今後の動きに関する報告等が行われました。また、G  
PAの運営体制や昨今のプライバシー・データ保護に関する主要なトピックを反映した三  
つの決議案、具体的には「新体制事務局設立ロードマップ」、「サイバーセキュリティ」、  
「顔認識技術」に係る決議案が採択されました。

浅井委員におかれましては、オープンセッションの「越境データ移転メカニズムの効率  
性」をテーマとしたパネルディスカッションにパネリストとして登壇され、DFFTの推  
進として、個人データ保護の信頼を確保しながら効果的にビジネスができるようにするた  
めには、複数のオプションから事業ニーズに応じたメカニズムを選択できる環境の構築が  
必要であると説明いただいた上で、代表的な種類のメカニズムとその制約の現状を踏まえ、  
企業認証スキームであるCBPRシステムのグローバル化のように、今後はマルチアプロ

一斉と相互運用性を拡大・促進する方向でグローバルな越境データ移転メカニズムを開発することが必要である旨、発言いただきました。

クローズドセッションにおいて、「顔認識技術における個人情報の適切な利用に関する原則及び期待」に係る決議案が採択された旨報告があったところ、麻田専門委員から、同原則を支持する観点より、当委員会が作成に関与したことに触れつつ、同原則の重要性を強調し、今後の課題対処への大きな一歩になることを期待する旨、発言いただきました。

また、サイドイベントとして開催された、調査の未処理案件の管理に関するキャパシティビルディングワークショップにおいて、当委員会事務局職員が登壇し、当委員会の管理手法について発表するとともに、各国からの報告も踏まえ、未処理案件の残数を効果的に減らすための工夫に関して意見交換を行いました。

年次会合と並行して、ドイツ、EU、フランス、英国のデータ保護機関とは個別に面談を実施し、意見交換を行いました。

今回の第45回年次会議は、来年10月にバミューダにて開催予定です。

次に、資料1-2を御覧ください。今回のGPAで採択された三つの決議の概要を示しております。このうち、「顔認識技術における個人情報の適切な利用に関する原則及び期待」に係る決議の概要について説明いたします。

この原則は、民間部門及び公的部門による顔認識の全ての種類及び利用に適用されるとともに、顔認識システムの利用者、開発者及び供給者を対象としております。また、大別して、①法的根拠、②合理性・必要性・比例性、③人権の保護、④透明性、⑤責任、⑥データ保護原則の六つの原則から成っています。この原則を含む決議について、英語の原文を資料1-3として、仮訳を資料1-4として添付しております。

資料1-4ですが、1ページには、決議の表紙として作成者であるスポンサー等が記載されており、決議本体は2ページから4ページ、本決議の附属書として当該原則の中身が5ページ以降に記載されております。附属書の9ページ以降には、当該6原則の詳細が記載されております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、ここでGPAに参加された浅井委員、麻田専門委員からもそれぞれコメントをいただきたいと思います。

まずは浅井委員からお願いいたします。

○浅井委員 今回のGPAでは、プライバシー・データ保護分野に関連する様々な新技術や越境データ移転メカニズム等、重要なテーマについて議論がなされました。私は2回目の参加でしたが、パネルセッションに登壇し、グローバルCBPRをはじめとした当委員会におけるDFFTの実現に向けた取組について発言いたしました。

今回は3年ぶりの対面開催となったことにより、多くの他国データ保護機関等との面談や交流を行い、関係を強化することができたと考えております。

他国からは、OECDでの議論や来年のG7データ保護・プライバシー機関（DPA）ラウンドテーブルにおける日本のリーダーシップについて度々言及があり、当委員会によるDFFTの推進に対して高い期待が寄せられていると思われました。

引き続き、国際的な議論や活動に積極的に貢献していきたいと考えております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、麻田専門委員にもお願いいたします。

○麻田専門委員 ありがとうございます。

私は今回で4回目のGPA参加となりました。久々の対面開催であり、各国機関との協力関係を再度構築するとても良い機会でした。

今回採択された「顔認識技術」に係る決議案は、顔認識技術における個人情報の利用に関する原則を示すものです。私からは、近年特に重要なトピックの一つとなっているこの顔認識技術について、世界最大のデータ保護機関の集まりであるGPAにおいて原則を示すことに大変大きな意義があることを強調するとともに、当委員会においても有識者検討会で議論を行っていることを紹介いたしました。

引き続き、当委員会として、顔認識技術をはじめとした新たな技術に関する国際的な議論に積極的に貢献していきたいと考えております。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明とお二方のコメントについて、どなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

なお、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

麻田専門委員、ありがとうございます。

（麻田専門委員退出）

○丹野委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題2「電気通信事業法に基づく協議について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2-1を基に、電気通信事業法に基づく協議について御説明申し上げます。

電気通信事業法及び電気通信事業法施行令の一部を改正する政令による改正後の電気通信事業法施行令（以下「政令」という。）において、総務大臣は、政令第11条第1項第1号から第6号に掲げる総務省令を定めるに当たっては、個人情報保護委員会に協議する旨が規定されています。

今般、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向け、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）を一部改正し、政令第11条第1項第1号から第6号に掲げる総

務省令を定めるため、総務大臣から個人情報保護委員会に対し協議がありました。

改正案の概要について申し上げます。まず、特定利用者情報の取扱いに関する規律の対象となる電気通信役務について、無料の電気通信役務の場合は利用者数が1,000万人以上である電気通信役務、有料の場合は利用者数が500万人以上である電気通信役務と規定しています。

また、情報取扱方針に記載すべき事項について、取得する特定利用者情報の内容に関する事項、特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項、特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項等と規定しています。

次に、外部送信規律の対象となる電気通信役務について、他人の通信を媒介する電気通信役務等であって、ブラウザその他のソフトウェアにより提供されるものと規定しています。

そして、外部送信規律において通知等すべき事項について、送信されることとなる利用者に関する情報の内容、情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名、名称等と規定しています。

その他、所要の措置を講ずるものです。

施行規則案は、利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保するために必要な規律を定めるものであるところ、個人情報の保護に関する法律に基づく規律との整合性、その他の観点から特段問題ないものであることから、本協議については、資料2-2のとおり、異存はないものとして回答したいと考えています。

なお、本議題に係る資料等については、総務省における施行規則案の公表の時期等を考慮し、11月25日以降に公表することとしたいと考えています。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

この電気通信事業法は、電気通信役務の信頼性を確保すること等を目的に、特定利用者情報の適正な取扱いを求めるものと承知しています。

個人情報取扱事業者には、個人情報保護法とともに、電気通信事業法をはじめとする業法の規律を遵守し、個人の権利利益の保護を図りつつ、適正に各種情報を取り扱って事業を進めていただきたいと思います。

また、電気通信事業法の円滑な施行に向けて、ガイドラインを示していくなど、引き続き総務省との調整を進めていただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

なお、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については後日公表とし、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議はこれで閉会といたします。